

秋田市告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和5年10月17日

秋田市長 穂積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
有限会社やさ しい手秋田	訪問看護 かえりえ 秋田	秋田市川元むつ み町7番13号	令和5年10月15日	訪問看護、 介護予防 訪問看護